

史跡新沢千塚古墳群における整備活用事業の取り扱いについて

新沢千塚古墳群公園は、その大半が文化財保護法に基づく、国史跡に含まれています。国史跡は、「我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として指定されたものであるため、整備活用事業においても史跡保存を前提として、来訪者がその価値を知り理解を深めることができるよう、その活用に努める必要があります。

史跡地内において、土地の形状を変更する場合、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づき「現状変更等許可申請書」を提出し、奈良県を通じて文化庁の許可を得る必要があります。

現状変更を行う際には、本市文化財課が文化庁に確認の上、可否の判断を行います。また、現状変更の内容によっては文化庁への確認前に橿原市文化財審議会への報告・承認が必要となる場合があります。現状変更の場所及び内容によっては許可できない場合がありますので、本市文化財課にご相談ください。

【史跡地内で許可できる内容の例】

- ・ 工作物の設置
- ・ 園路の舗装・修繕
- ・ 史跡の管理に必要な標識、説明板、注意札、境界標、囲さくその他の施設
- ・ 維持管理に必要な木竹の伐採（危険木等）
- ・ 電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ・ 建築物等の除却
- ・ 史跡の維持管理のために必要な工事
- ・ 公園内施設の修繕
- ・ 施設の増築

※原則文化庁との協議が必要となります。

【史跡地内で許可できない内容】

- ・ 史跡の価値を損なう土地の掘削、切土その他土地の形状の変更
- ・ 史跡の保存に影響を及ぼす火気の使用（施設内で適切に管理された上での火気使用を除く）
- ・ 植物・土・石等の採取

※現状変更等許可申請を行い、許可を受けた案件については、現状変更終了後、速やかに文化庁長官宛てに現状変更等終了報告書の提出（提出部数：3部、提出先：橿原市教育委員会生涯学習部文化財課）が必要となります。